

令和2年度 全県教育課程説明会 「保健体育科」部会（中学校）

1 各教科の改訂のポイント ◆「教育課程編成の指針」から

【体育分野】

- 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視した目標及び内容の構造の見直し
- 「カリキュラム・マネジメント」及び「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を推進する観点から、系統性を踏まえた指導内容の一層の充実と保健分野との一層の関連を図った指導の充実
- 運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるような指導内容の充実（体力や技能の程度、年齢や性別や障がいの有無等にかかわらず、共生の視点を重視した改善）
- 資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化（資質・能力の三つの柱：「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）

【保健分野】

- 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容の改善
- 健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等の充実
- 体育分野との一層の関連を図る内容等の改善（健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当）

2 学習評価について（『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料』を参考に）

(1) 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の手順

○「内容のまとまり」とは…

「学習指導要領に示す各教科等の「第2 各学年の目標及び内容 2 内容」の項目等をそのまとまりごとに細分化したり整理したりしたもの」

～中学校 保健体育科の「内容のまとまり」（例）～（★P. 27 を参照）

- ・〔体育分野 第1学年及び第2学年〕A 体づくり運動～H 体育理論（1）運動やスポーツの多様性、（2）運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方
- ・〔体育分野 第3学年〕A 体づくり運動～H 体育理論（1）文化としてのスポーツの意義
- ・〔保健分野〕（1）健康な生活と疾病の予防、（2）心身の機能の発達と心の健康、（3）傷害の防止、（4）健康と環境である。

○「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

<例1 〔体育分野〕第1学年及び第2学年「E 球技」（★P. 31 を参照）

<例2 〔保健分野〕第2学年「(3)傷害の防止」（★P. 36 を参照）

(2) 「単元ごとの学習評価」について

<体育分野>

「単元の評価規準」を作成する際の観点ごとのポイント（★P. 44、45 を参照）

○「知識・技能」のポイント

- ・「知識」については、例示の文末を「～について、言ったり書き出したりしている」あるいは、「～について、学習した具体例を挙げている」として、評価規準を作成する。
 - ・前者は一般的に認知された科学的な知識を内容とするもので、各学校や教師の指導によって大きな相違がないものに用いている。後者は、学校や生徒の実態に合わせて、指導する教師により取り扱われる内容に相違が予想されるものに用いている。
 - ・「技能」については、例示の文末を「～ができる」として、評価規準を作成する。
- 例) 例 示：ゴール方向に守備者がいない位置でシュートをする。

↓

評価規準：ゴール方向に守備者がいない位置でシュートをすることができる。

○「思考・判断・表現」のポイント

- ・「思考・判断・表現」については、例示の文末を「～している」として、評価規準を作成する。
例) 例 示：提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考に、仲間の課題や出来映えを
↓
伝えること。
評価規準：提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考に、仲間の課題や出来映えを
伝えている。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・「主体的に学習に取り組む態度」については、意思や意欲を育てるという情意面の例示に対応し、「～しようとしている」として評価規準を設定する。ただし、健康・安全に関する例示については、意欲を持つことにとどまらず実践することが求められているものであることから、「～に留意している」「～を確保している」として、評価規準を設定する。
例) 例 示：練習の補助をしたり仲間に助言したりして仲間の学習を援助しようとする事
↓
評価規準：練習の補助をしたり仲間に助言したりして、仲間の学習を援助しようとしている。

<保健分野>

「単元の評価規準」を作成する際のポイント（★P. 48、49 を参照）

○「知識・技能」のポイント

学習指導要領解説における「2 内容」の記載を基に評価規準を作成する。その際、保健の技能はその行い方（対処の仕方）についての知識の習得と併せて指導することが大切であるため、原則や概念に関する知識に加えて、該当する技能についての行い方（対処の仕方）に関する知識も評価規準に加筆することも考えられる。

- ・「知識」については、解説の「～理解している」と記載してある部分の文末を「～について、理解したことを言ったり書いたりしている」として、評価規準を作成する。
- ・「技能」については、解説の「～できるようにする」と記載してある部分の文末を「～（行い方・対処）について、理解したことを言ったり書いたりしているとともに、（～が）できる」として、評価規準を作成する。

○「思考・判断・表現」のポイント

学習指導要領解説における「2 内容」の「思考力、判断力、表現力等」に関する記載を基に評価規準を作成する。その際、[例示]に記載された内容を踏まえるとともに、実際の学習活動に合わせ、文末を「～している」として、作成する。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

改善等通知における「主体的に学習に取り組む態度」の「評価の観点及びその趣旨」に示された内容等を踏まえ、文末を「～しようとしている」として、評価規準を作成する。

(3) 事例概要

	単元名	キーワード
事例1 (中1)	「球技: ゴール型(サッカー)」(★P. 54~61)	指導と評価の計画から評価の総括まで
事例2 (中1)	「器械運動 (マット運動)」(★P. 62~69)	「知識・技能」の評価
事例3 (中2)	「武道 (柔道)」(★P. 70~75)	「思考・判断・表現」の評価
事例4 (中3)	「ダンス (創作ダンス)」(★P. 76~81)	「主体的に学習に取り組む態度」の評価
事例5 (中2)	「傷害の防止」(★P. 82~89)	指導と評価の計画から評価の総括まで
事例6 (中1)	「心の健康」(★P. 90~93)	「知識・技能」の評価
事例7 (中2)	「生活習慣病などの予防」(★P. 94~97)	「思考・判断・表現」の評価
事例8 (中3)	「健康と環境」(★P. 98~101)	「主体的に学習に取り組む態度」の評価

【参考資料】

≪神奈川県教育委員会≫

◆「教育課程編成の指針」

≪文部科学省 国立教育政策研究所≫

★「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」

